百三十一～百六十一	（略）
百六十二	（略）
百六十三	Ｎ－（１－フェネチルピペリジン－４－イル）－Ｎ－フェニルイソブチルアミド及びその塩類
百六十四	（略）
百六十五	４－ブタノイル－Ｎ・Ｎ－ジエチル－７－メチル－４・６・６ａ・７・８・９－ヘキサヒドロインドロ［４・３－ｆｇ］キノリン－９－カルボキサミド及びその塩類
百六十六	（略）
百六十七	（略）
百六十八	（略）
百六十九	Ｎ－［１－［２－（フラン－２－イル）エチル］ピペリジン－４－イル］－Ｎ－フェニルプロパンアミド及びその塩類
百七十	（略）
百七十一～二百三十四	（略）
二百三十五	（略）
二百三十六	４－メチル－１－フェニル－２－（ピロリジン－１－イル）ペンタン－１－オン及びその塩類
二百三十七	（略）
二百三十八～二百八十七	（略）

百二十九～百五十九	（略）
百六十	１－（１－フェニルペンタン－２－イル）ピロリジン及びその塩類 （新設）
百六十一	Ｎ－（１－フェネチルピペリジン－４－イル）－Ｎ－フェニルシクロペンタンカルボキサミド及びその塩類 （新設）
百六十二	２－（ブチルアミノ）－１－（４－クロロフェニル）プロパン－１－オン及びその塩類 （新設）
百六十三	（略）
百六十四	１－ブチル－Ｎ－（２－フェニルプロパン－２－イル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド及びその塩類 （新設）
百六十五	１－（４－フルオロフェニル）－２－（イソプロピルアミノ）ペンタン－１－オン及びその塩類
百六十六～二百二十九	（略）
二百三十	２－（４－メチルフェニル）－２－（ピペリジン－２－イル）酢酸メチルエステル及びその塩類 （新設）
二百三十一	１－（４－メチルフェニル）プロパン－２－アミン及びその塩類
二百三十二～二百八十一	（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）